

岩手県国民保護計画新旧対照表

平成21年3月
岩手県

頁	改正前	改正後
4	<p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施(法9)</p> <p>国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障害者等の災害時要援護者に対するきめ細かな配慮が必要であり、県は、警報及び緊急通報の伝達、避難誘導、救援の実施に当たって、災害時要援護者の保護について留意する。</p> <p>また、県は、外国人の安否情報の収集・提供、赤十字標章等や特殊標章等の交付等の国民保護措置を実施することにより、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>9 [略]</p>	<p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施(法9)</p> <p>国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対するきめ細かな配慮が必要であり、県は、警報及び緊急通報の伝達、避難誘導、救援の実施に当たって、災害時要援護者の保護について留意する。</p> <p>また、県は、外国人の安否情報の収集・提供、赤十字標章等や特殊標章等の交付等の国民保護措置を実施することにより、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>9 [略]</p>
修正理由	語句の修正	

頁	改正前	改正後																
7	<p>第3章 関係機関の事務又は業務の概要等</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 指定地方行政機関の事務又は業務の概要</p> <table border="1" data-bbox="217 512 842 703"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仙台防衛施設局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の概要	[略]		仙台防衛施設局	[略]	[略]		<p>第3章 関係機関の事務又は業務の概要等</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 指定地方行政機関の事務又は業務の概要</p> <table border="1" data-bbox="885 512 1511 703"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北防衛局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の概要	[略]		東北防衛局	[略]	[略]	
機関の名称	事務又は業務の概要																	
[略]																		
仙台防衛施設局	[略]																	
[略]																		
機関の名称	事務又は業務の概要																	
[略]																		
東北防衛局	[略]																	
[略]																		
8	<p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務の概要</p> <table border="1" data-bbox="217 884 842 1075"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本郵政公社</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の概要	[略]		日本郵政公社	[略]	[略]		<p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務の概要</p> <table border="1" data-bbox="885 884 1511 1075"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>郵便事業株式会社</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の概要	[略]		郵便事業株式会社	[略]	[略]	
機関の名称	事務又は業務の概要																	
[略]																		
日本郵政公社	[略]																	
[略]																		
機関の名称	事務又は業務の概要																	
[略]																		
郵便事業株式会社	[略]																	
[略]																		
修正理由	<p>1 防衛省設置法等の一部を改正する法律(平成19年9月1日施行)に伴う修正</p> <p>2 郵政民営化関連法(平成19年10月1日施行)に伴う修正</p>																	

頁	改 正 前	改 正 後
10	<p>第4章 県の地理的、社会的特徴</p> <p>1 地理的特徴</p> <p>(1) 位置・面積</p> <p>本県は、本州の北東部、概ね東経141度と142度の間に位置し、東西約122km、南北約189kmと南北に長い楕円形をしており、北は青森県、西は秋田県、南は宮城県、東は太平洋に面している。</p> <p>広さは15,278.53k㎡で、県として日本最大の面積を有していることから、避難時における移動距離や移動時間を考慮したうえで、避難手段や移動中の救援などについて配慮する必要がある。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>第4章 県の地理的、社会的特徴</p> <p>1 地理的特徴</p> <p>(1) 位置・面積</p> <p>本県は、本州の北東部、概ね東経141度と142度の間に位置し、東西約122km、南北約189kmと南北に長い楕円形をしており、北は青森県、西は秋田県、南は宮城県、東は太平洋に面している。</p> <p>広さは15,278.77k㎡で、県として日本最大の面積を有していることから、避難時における移動距離や移動時間を考慮したうえで、避難手段や移動中の救援などについて配慮する必要がある。</p> <p>(2) [略]</p>
10	<p>2 社会的特徴</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 重要施設等</p> <p>県内には陸上自衛隊の岩手駐屯地及び航空自衛隊の山田分屯基地があり、こうした防衛上の重要施設は、武力攻撃等の攻撃目標とされる可能性が高いと考えられることから、施設周辺の住民の避難について配慮していく必要がある。</p> <p>本県には、原子力発電所は存在しないものの、隣接県に原子力発電所があり、宮城県女川原子力発電所から藤沢町役場まで約50km、青森県東通原子力発電所から種市町役場まで約80km、青森県原子燃料サイクル施設等から軽米町役場まで約60kmの距離であるため、大規模な原子力災害が起きた場合、風向きなどによっては住民の避難等を行う必要がある。</p> <p>県内には、国民保護法で定める生活関連等施設が所在しており、こうした生活関連等施設がひとたび破壊されると、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、周辺住民の避難について配慮していくほか、施設の管理体制についても充実させていく必要がある。</p> <p>特に留意すべき施設としては、久慈国家地下石油備蓄基地が久慈市にあり、医療用RI廃棄物を一元的に処理する施設として、滝沢村に日本アイソトープ協会の茅記念滝沢研究所がある。</p>	<p>2 社会的特徴</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 重要施設等</p> <p>県内には陸上自衛隊の岩手駐屯地及び航空自衛隊の山田分屯基地があり、こうした防衛上の重要施設は、武力攻撃等の攻撃目標とされる可能性が高いと考えられることから、施設周辺の住民の避難について配慮していく必要がある。</p> <p>本県には、原子力発電所は存在しないものの、隣接県に原子力発電所があり、宮城県女川原子力発電所から藤沢町役場まで約50km、青森県東通原子力発電所から洋野町役場まで約80km、青森県原子燃料サイクル施設等から軽米町役場まで約60kmの距離であるため、大規模な原子力災害が起きた場合、風向きなどによっては住民の避難等を行う必要がある。</p> <p>県内には、国民保護法で定める生活関連等施設が所在しており、こうした生活関連等施設がひとたび破壊されると、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、周辺住民の避難について配慮していくほか、施設の管理体制についても充実させていく必要がある。</p> <p>特に留意すべき施設としては、久慈国家地下石油備蓄基地が久慈市にあり、医療用RI廃棄物を一元的に処理する施設として、滝沢村に日本アイソトープ協会の茅記念滝沢研究所がある。</p>
修正理由	<p>1 数値の時点修正</p> <p>2 市町村合併による町名の変更</p>	

頁	改正前	改正後
17	<p>第1章 平時における組織・体制の整備</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 関係機関との連携体制の整備</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 相互応援協定の締結等</p> <p>県は、県の区域を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、<u>防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。</u></p> <p>また、県は、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置に関する連携の確保を図る。</p> <p>なお、市町村間の相互応援や北海道・東北8道県における相互応援に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第10節「相互応援協力計画」の例によるところとする。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>第1章 平時における組織・体制の整備</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 関係機関との連携体制の整備</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 相互応援協定の締結等</p> <p>県は、県の区域を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等又は緊急対処事態においても対応できるよう、「<u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</u>」及び「<u>大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定</u>」に基づき、<u>広域にわたる避難の実施、物資及び資材の供給並びに救援の実施における相互応援について他の都道府県との連携を図る。</u></p> <p>また、県は、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置に関する連携の確保を図る。</p> <p>なお、市町村間の相互応援や北海道・東北8道県における相互応援に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第10節「相互応援協力計画」の例によるところとする。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>4 [略]</p>
修正理由	<p>「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」の変更に伴う修正</p>	

岩手県国民保護計画 新旧対照表

第2編 平時における備え

頁	改正前	改正後
26	<p>第2章 国民保護措置に関する平時からの備え</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 避難施設の指定</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 避難施設データベースの共有化 県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目にしたがって、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化(避難施設のデータベース化)を図るため、避難施設の情報 を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期に国に報告する。 【避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目】 施設の名称 施設の所在地(郵便番号/市区町村名/町丁目名・番(番地)・号) 施設の連絡先(電話/FAX) 管理者名 管理する担当窓口(名称/電話/FAX) 収容人員(屋内(人)/屋外(人)) 避難施設の面積(屋内(m²)/屋外(m²)) 保有設備(トイレ、入浴・シャワー設備、給食設備、冷暖房設備、<u>障害者用</u>トイレ、エレベーター、スロープ) 構造(コンクリート造・その他、階数) 災害対策基本法上の避難場所としての指定の有無 非常用電源の有無 大型車両のアクセスの可否 備考(NTT回線以外の通信施設の有無、ヘリコプター離発着可能な場所の有無、除雪機の有無など)</p> <p>(6) [略]</p> <p>5 [略]</p>	<p>第2章 国民保護措置に関する平時からの備え</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 避難施設の指定</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 避難施設データベースの共有化 県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目にしたがって、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化(避難施設のデータベース化)を図るため、避難施設の情報 を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期に国に報告する。 【避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目】 施設の名称 施設の所在地(郵便番号/市区町村名/町丁目名・番(番地)・号) 施設の連絡先(電話/FAX) 管理者名 管理する担当窓口(名称/電話/FAX) 収容人員(屋内(人)/屋外(人)) 避難施設の面積(屋内(m²)/屋外(m²)) 保有設備(トイレ、入浴・シャワー設備、給食設備、冷暖房設備、<u>障がい者用</u>トイレ、エレベーター、スロープ) 構造(コンクリート造・その他、階数) 災害対策基本法上の避難場所としての指定の有無 非常用電源の有無 大型車両のアクセスの可否 備考(NTT回線以外の通信施設の有無、ヘリコプター離発着可能な場所の有無、除雪機の有無など)</p> <p>(6) [略]</p> <p>5 [略]</p>
修正理由	語句の修正	

第3編 武力攻撃事態等への対処 **岩手県国民保護計画 新旧対照表**

頁	改正前	改正後																																																			
37	<p>第1章 岩手県国民保護対策本部の設置等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 県対策本部の組織構成及び機能 (法41関係)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県対策本部の組織</p> <p>組織</p> <p>本部は、次に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>ア 部並びに室、課、政策調査監及び機関</p> <p>イ 地方支部及び班</p> <p>ウ 緊急初動特別班</p> <p>エ 現地対策本部</p> <p>オ 調査班及び現地作業班</p> <p>分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部長に充てる職</th> <th>主な分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策部</td> <td>総合政策室長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>保健福祉部長</td> <td>[略] ・障害者福祉施設入所者の避難、救護 [略]</td> </tr> <tr> <td>商工労働観光部</td> <td>商工労働観光部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総合防災室長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>総合雇用対策部</td> <td>総合雇用対策局長</td> <td>・被災者の雇用対策</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	部長に充てる職	主な分掌事務	総合政策部	総合政策室長	[略]	[略]			保健福祉部	保健福祉部長	[略] ・障害者福祉施設入所者の避難、救護 [略]	商工労働観光部	商工労働観光部長	[略]	[略]			総務部	総合防災室長	[略]	総合雇用対策部	総合雇用対策局長	・被災者の雇用対策	[略]			<p>第1章 岩手県国民保護対策本部の設置等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 県対策本部の組織構成及び機能 (法41関係)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県対策本部の組織</p> <p>組織</p> <p>本部は、次に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>ア 部並びに室、課、政策調査監及び機関</p> <p>イ 広域支部</p> <p>ウ 地方支部及び班</p> <p>エ 緊急初動特別班</p> <p>オ 現地対策本部</p> <p>カ 現地調整所</p> <p>キ 調査班及び現地作業班</p> <p>分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部長に充てる職</th> <th>主な分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策部</td> <td>総合政策部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>保健福祉部長</td> <td>[略] ・障がい者福祉施設入所者の避難、救護 [略]</td> </tr> <tr> <td>商工労働観光部</td> <td>商工労働観光部長</td> <td>[略] ・被災者の雇用対策</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総合防災室長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	部長に充てる職	主な分掌事務	総合政策部	総合政策部長	[略]	[略]			保健福祉部	保健福祉部長	[略] ・障がい者福祉施設入所者の避難、救護 [略]	商工労働観光部	商工労働観光部長	[略] ・被災者の雇用対策	[略]			総務部	総合防災室長	[略]	[略]		
部	部長に充てる職	主な分掌事務																																																			
総合政策部	総合政策室長	[略]																																																			
[略]																																																					
保健福祉部	保健福祉部長	[略] ・障害者福祉施設入所者の避難、救護 [略]																																																			
商工労働観光部	商工労働観光部長	[略]																																																			
[略]																																																					
総務部	総合防災室長	[略]																																																			
総合雇用対策部	総合雇用対策局長	・被災者の雇用対策																																																			
[略]																																																					
部	部長に充てる職	主な分掌事務																																																			
総合政策部	総合政策部長	[略]																																																			
[略]																																																					
保健福祉部	保健福祉部長	[略] ・障がい者福祉施設入所者の避難、救護 [略]																																																			
商工労働観光部	商工労働観光部長	[略] ・被災者の雇用対策																																																			
[略]																																																					
総務部	総合防災室長	[略]																																																			
[略]																																																					
修正理由	<p>1 組織再編に伴う修正</p> <p>2 国民の保護に関する基本指針の変更(平成20年10月24日閣議決定)に伴う修正</p> <p>3 語句の修正</p>																																																				

第3編 武力攻撃事態等への対処 **岩手県国民保護計画 新旧対照表**

頁	改正前	改正後
42	<p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 県対策本部長の権限 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員の派遣の求め(法28、29)</p> <p>県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長(当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長)又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求め、<u>防衛庁長官</u>に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求める。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 現地調整所の設置 <u>知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(市町村、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>3 県対策本部長の権限 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員の派遣の求め(法28、29)</p> <p>県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長(当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長)又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求め、<u>防衛大臣</u>に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求める。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>4 [略]</p>
修正理由	<p>1 国民の保護に関する基本指針の変更(平成20年10月24日閣議決定)に伴う修正</p> <p>2 防衛省設置法等の一部を改正する法律(平成19年9月1日施行)に伴う修正</p>	

第3編 武力攻撃事態等への対処 **岩手県国民保護計画 新旧対照表**

頁	改正前	改正後
<p>4 5</p> <p>4 6</p>	<p>第2章 関係機関相互の連携</p> <p>1 [略]</p> <p>2 国及び国の機関との連携</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 国の現地対策本部との連携 県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。</p> <p>3 自衛隊との連携</p> <p>(1) 本部員会議への出席要請 県対策本部長は、連絡調整等を行う必要があると認める場合には、<u>防衛庁長官</u>に対して、指定する職員を県対策本部等の会議に出席させるよう要請するものとする。</p> <p>(2) 自衛隊の部隊等の派遣要請等（法 15 、20 関係） 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、<u>防衛庁長官</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。 要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話、その他の通信手段により行う。 ア～エ [略] 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、<u>防衛庁長官</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。 ～ [略]</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>第2章 関係機関相互の連携</p> <p>1 [略]</p> <p>2 国及び国の機関との連携</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 国の現地対策本部との連携 県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。 <u>また、国の現地対策本部が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合においても、県は、所要の協力を行うものとする。</u></p> <p>3 自衛隊との連携</p> <p>(1) 本部員会議への出席要請 県対策本部長は、連絡調整等を行う必要があると認める場合には、<u>防衛大臣</u>に対して、指定する職員を県対策本部等の会議に出席させるよう要請するものとする。</p> <p>(2) 自衛隊の部隊等の派遣要請等（法 15 、20 関係） 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、<u>防衛大臣</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。 要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話、その他の通信手段により行う。 ア～エ [略] 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、<u>防衛大臣</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。 ～ [略]</p> <p>4～6 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>1 国民の保護に関する基本指針の変更(平成 20 年 10 月 24 日 閣議決定)に伴う修正</p> <p>2 防衛省設置法等の一部を改正する法律(平成 19 年 9 月 1 日施行)に伴う修正</p>	

第3編 武力攻撃事態等への対処 **岩手県国民保護計画 新旧対照表**

頁	改正前	改正後
49	<p data-bbox="197 248 837 282">7 指定行政機関の長等に対する職員の派遣</p> <p data-bbox="197 293 571 327">要請（法 151、152、153）</p> <p data-bbox="197 338 837 730">(1) 知事は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人及び<u>日本郵政公社</u>をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体の長に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。</p> <p data-bbox="197 741 421 775">(2)～(6) [略]</p> <p data-bbox="197 808 408 842">8～9 [略]</p>	<p data-bbox="866 248 1513 282">7 指定行政機関の長等に対する職員の派遣</p> <p data-bbox="866 293 1240 327">要請（法 151、152、153）</p> <p data-bbox="866 338 1513 730">(1) 知事は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人及び<u>郵便事業株式会社</u>をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体の長に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。</p> <p data-bbox="866 741 1090 775">(2)～(6) [略]</p> <p data-bbox="866 808 1077 842">8～9 [略]</p>
修正理由	郵政民営化関連法（平成 19 年 10 月 1 日施行）に伴う修正	

頁	改正前	改正後
5 7	<p>第4章 避難の指示等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難の指示</p> <p>(1) ~ [略]</p> <p>[略]</p> <p>【避難の指示に際して調整を要する事項】</p> <p>ア~オ [略]</p> <p>カ 国による支援の確認 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認 防衛庁への支援要請</p> <p>キ~ク [略]</p> <p>(2)~(8) [略]</p>	<p>第4章 避難の指示等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難の指示</p> <p>(1) ~ [略]</p> <p>[略]</p> <p>【避難の指示に際して調整を要する事項】</p> <p>ア~オ [略]</p> <p>カ 国による支援の確認 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認 防衛省への支援要請</p> <p>キ~ク [略]</p> <p>(2)~(8) [略]</p>
6 4	<p>3 避難住民の誘導の実施</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病院、福祉施設等の措置（法65） 病院、診療所、助産所、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、養護学校など、自ら避難することが困難な者が滞在し、又は利用している施設の管理者は、避難が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。</p> <p>(3)~(6) [略]</p> <p>4~5 [略]</p>	<p>3 避難住民の誘導の実施</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病院、福祉施設等の措置（法65） 病院、診療所、助産所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校など、自ら避難することが困難な者が滞在し、又は利用している施設の管理者は、避難が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。</p> <p>(3)~(6) [略]</p> <p>4~5 [略]</p>
修正理由	<p>1 防衛省設置法等の一部を改正する法律(平成19年9月1日施行)に伴う修正</p> <p>2 語句の修正</p> <p>3 学校教育法改正(平成19年4月1日施行)に伴う修正</p>	

頁	改正前	改正後
70	<p>第5章 救 援</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 電話、その他の通信設備の提供（法78） [略]</p> <p>（留意点）</p> <p style="padding-left: 2em;">収容施設で保有する電話、その他の通信設備等の状況把握</p> <p style="padding-left: 2em;">電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整</p> <p style="padding-left: 2em;">電話、その他の通信設備等の設置箇所の選定</p> <p style="padding-left: 2em;">聴覚障害者等への対応</p> <p>(7)～(10) [略]</p>	<p>第5章 救 援</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 電話、その他の通信設備の提供（法78） [略]</p> <p>（留意点）</p> <p style="padding-left: 2em;">収容施設で保有する電話、その他の通信設備等の状況把握</p> <p style="padding-left: 2em;">電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整</p> <p style="padding-left: 2em;">電話、その他の通信設備等の設置箇所の選定</p> <p style="padding-left: 2em;">聴覚障がい者等への対応</p> <p>(7)～(10) [略]</p>
修正理由	語句の修正	

頁	改正前	改正後
103	<p>第7章 情報の収集・提供 第2 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>県は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報を以下のとおり収集し、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」(以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書により消防庁へ報告する。</p> <p>【収集・報告すべき情報】(令 23、24) 避難住民(負傷した住民も同様)</p> <p>ア 氏名 イ 出生の年月日 ウ 男女の別 エ 住所 オ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。) カ ア～オのほか、個人を識別するための情報(上記のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) キ 居所 ク 傷又は疾病の状況 ケ キ及びクのほか、連絡先、その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>死亡した住民 (上記ア～カに加えて) コ 死亡の日時、場所及び状況 サ 死体の所在</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>第7章 情報の収集・提供 第2 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>県は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報を以下のとおり収集し、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」(以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書により総務大臣へ報告する。</p> <p>【収集・報告すべき情報】(令 23、24) 避難住民(負傷した住民も同様)</p> <p>ア 氏名(フリガナ) イ 出生の年月日 ウ 男女の別 エ 住所(郵便番号を含む。) オ 国籍 カ ア～オのほか、個人を識別するための情報(上記のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)</p> <p>キ 負傷(疾病)の該当 ク 負傷又は疾病の状況 ケ 現在の居所 コ 連絡先その他必要情報 サ 親族・同居者への回答の希望 シ 知人への回答の希望 ス 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 死亡した住民 (上記ア～カに加えて) セ 死亡の日時、場所及び状況 ソ 遺体が安置されている場所 タ 連絡先その他必要情報 チ ア～カ及びセ～タを親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意</p> <p>2～3 [略]</p>
修正理由	<p>1 安否情報省令の改正(平成18年3月31日総務省令第50号)に伴う修正 2 記述の修正</p>	

第3編 武力攻撃事態等への対処 岩手県国民保護計画 新旧対照表

頁	改正前	改正後
104	<p>4 総務大臣に対する報告（法94）</p> <p>知事は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（<u>電磁的記録を含む。</u>）を、電子メールで消防庁に送付する。<u>ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。</u></p> <p>5～7 [略]</p>	<p>4 総務大臣に対する報告（法94）</p> <p>知事は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。</u>）を、安否情報システムにより消防庁に送付する。</p> <p><u>ただし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールその他の方法により報告することとし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。</u></p> <p>5～7 [略]</p>
修正理由	<p>1 安否情報システムが平成20年4月25日から運用開始されたことに伴う修正</p> <p>2 安否情報省令の改正（平成18年3月31日総務省令第50号）に伴う修正</p>	